

令和2年3月26日
青森県教育委員会

県立学校における教育活動の再開等について

文部科学事務次官からの通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」を踏まえ、県教育委員会では、県立学校について春季休業期間終了後から学校における教育活動を再開することとしました。

各学校においては、文部科学事務次官通知及び県立学校版新型コロナウイルス感染症Q&A（令和2年3月18日）を参考に、下記について適切に対応するようお願いいたします。

記

1 学習指導、学校行事等について

学習指導、学校行事等の再開に当たっては、文部科学事務次官通知に基づき、十分な感染症対策を講じた上で、各校の実情に応じて対応してください。

なお、具体的な対応で不明な点等がある場合は、担当課に問い合わせてください。

2 保健管理について

学校再開後も引き続き警戒を一切緩めず感染症対策を行うこととし、手洗い、咳エチケットや換気等、基本的な感染症予防の指導の徹底はもとより、健康観察の徹底を図り「密閉」、「密集」、「近距離での会話や発声」の3つの条件が同時に重なる場を避けるなど保健管理の徹底を図るようお願いいたします。

3 新学期以降に臨時休業を行う場合について

児童生徒又は教職員の感染が判明した場合は、「当該感染者の症状の有無」、「地域における感染拡大の状況」等を総合的に考慮し、感染した児童生徒等の出席停止や学校の全部又は一部の臨時休業措置を講じることとします。

また、感染状況が拡大傾向にある地域となった場合には、当該学校に感染者等がない場合でも、積極的な臨時休業措置を県教育委員会が指示することがあります。

4 春季休業期間中の留意点について

学年末休業及び学年始休業期間については、これまでの一斉臨時休業期間中の対応を継続することとし、県立高等学校（附属中学校を含む。）において、いわゆる分散登校を実施する場合は、令和2年3月16日付け教育長通知「一斉臨時休業期間中の分散登校について」に留意してください。